

平成26年8月9日 理事会決定

## 日本教育情報学会 運営委員会規則

### (目的)

第1条 日本教育情報学会（以下、本会という）に、会務の遂行のために運営委員会をおく。

### (構成)

第2条 運営委員会は、以下の者をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事のうち会長が指名する者
- (4) 各委員会の委員長
- (5) 事務局長
- (6) その他会長が指名する者

### (審議事項)

第3条 運営委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 理事会に提案する議題に関する事項
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 本会の事業遂行に関する事項
- (4) その他本会の事業に必要な事項

### (招集)

第4条 運営委員会は、会長が招集し議長となる。

- 2 運営委員会は、必要と認めるときは運営委員以外の者の出席をもとめ、意見を聞くことができる。

### (開催)

第5条 運営委員会は定期的を開催するものとする。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、迅速な決定が必要な場合は、電子メール・FAX等の通信による審議を可能とする。

### (報告)

第6条 会長は、運営委員会において審議された結果について次回理事会に報告しなければならない。

### (改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会が行う。

### 附則

この規則は、平成26年8月9日から施行する。